

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律の概要

1. 法律の趣旨

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（RF0）を年金福祉施設等の整理合理化を目的とした組織から、独立行政法人地域医療機能推進機構に改組して、地域医療に貢献しつつ安定的な病院運営を行う組織とする。

2. 改組法人の概要

(1) 目的

救急医療等の5事業、リハビリ等地域医療・介護を提供する機能の確保を図り、もって公衆衛生の向上、住民福祉の増進に寄与すること。

(2) 業務

病院、介護老人保健施設及び看護師養成施設の設置及び運営の業務を行う。

(3) 病院等の譲渡

病院等のうち、譲渡後も地域において必要とされる医療機能が確保されるものについては、譲渡することができる（この場合においては、地元地方自治体の意見を聴取）。

※緊急の必要がある場合を除き、業務の財源に充てるための交付金は交付されない。

3. その他

- 地域医療機能推進機構（機構）への改組時期は、公布の日（平成23年6月24日）から3年以内の政令で定める日。※政令で平成26年4月1日と規定。
- RF0の解散規定（平成24年10月1日解散）を削除し、従来の譲渡業務を改組時期まで行うとともに、船員保険病院に係る業務ができるよう規定を整備。
- RF0は、施行までの間、厚生年金病院のうち厚生労働大臣が定めるものについて、譲渡の推進に努める。

年金・健康保険福祉施設整理機構から地域医療機能推進機構への改組のイメージ

年金・健康保険福祉施設整理機構

<目的>

年金福祉施設等の整理を図り、もって厚生年金保険事業、健康保険事業等の適切な財政運営に資すること

<業務>

年金福祉施設等の譲渡、それまでの間の施設の管理・運営

病院等の運営は特例民法法人等に委託（病院職員は特例民法法人等の職員）

<役職員>

理事長、監事2名（非常勤）、理事1名（非常勤）、職員24名

改組

地域医療機能推進機構

<目的>

救急医療等の5事業、リハビリ等地域医療を提供する機能の確保を図り、もって公衆衛生の向上、住民福祉の増進等に寄与すること

<業務>

病院、介護老人保健施設、看護師養成施設の設置及び運営等 病院等の運営は直営（病院職員は独立行政法人の職員）

<病院等の譲渡>

病院等のうち譲渡後も地域において必要とされる医療機能が確保されるものについては譲渡することができる

<役職員>

理事長、監事2名、常勤理事5名、非常勤理事5名、職員は約2万人（推計）

<その他>

- ・ 地域の実情に応じた病院運営
- ・ 緊急事態への対処

○ 「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（議員立法）」の附帯決議

【衆議院厚生労働委員会 委員会決議（平成23年6月10日）】

- 一 独立行政法人地域医療機能推進機構は、病院等の譲渡により得た収益や病院等の運営に必要としない積立金の残額を年金特別会計に納付するよう、新たな機構の中期計画に記載し、公表すること。
- 二 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構は、新たな機構に改組するまでの間、その設立目的に沿って、社会保険病院等の譲渡に向けた取組を推進すること。また、改組後も、新たな機構はその目的を守りつつ、社会保険病院等のうち、その譲渡後も地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能が確保されるものについては、可能な限り譲渡に向けた取組に努めること。
- 三 政府は、新たな機構に対し、いわゆる天下りをさせないこと。

【参議院厚生労働委員会 附帯決議（平成23年6月16日）】

- 一 独立行政法人地域医療機能推進機構は、病院等の譲渡により得た収益や病院等の運営に必要としない積立金の残額を年金特別会計に納付することとし、新たな機構の中期計画に記載し、公表すること。
- 二 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構は、新たな機構に改組するまでの間、その設立目的に沿って、社会保険病院等の譲渡に向けた取組を推進すること。また、新たな機構はその目的を守りつつ、社会保険病院等のうち、その譲渡後も地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能が確保されるものについては、中期計画に基づいて譲渡すること。
- 三 政府は、新たな機構に対し、その業務の財源に充てるための税や保険料などの国費を投入しないこと。
- 四 政府は、新たな機構に対し、いわゆる天下りをさせないこと。